

香川県青少年保護育成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第44号

香川県青少年保護育成条例施行規則等の一部を改正する規則  
(香川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例施行規則(昭和27年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 略</p> <p>2 条例第8条の3第1項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する個人である場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 特定自動販売機等を設置する者の住民票の写し(法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 特定自動販売機等管理責任者の住民票の写し(法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する個人である場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 利用カード自動販売機を設置する者の住民票の写し(法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の住民票の写し(法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 条例第8条の3第1項の規定による届出は、特定自動販売機等設置届出書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 特定自動販売機等を設置する者の住民票の写し(<u>外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 特定自動販売機等管理責任者の住民票の写し(<u>外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書</u>)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、利用カード自動販売機設置届出書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる住民票の写しについては、当該者が県内に住所を有する場合は、その添付を省略することができる。</p> <p>(1) 利用カード自動販売機を設置する者の住民票の写し(<u>外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書</u>)</p> <p>(2) 利用カード自動販売機を設置する者以外の者が当該利用カード自動販売機を管理するときは、その者の住民票の写し(<u>外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書</u>)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則(昭和33年香川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																										
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>構造設備の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>理容を行う場所の床面積</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>理容用椅子の数</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>床の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>腰板の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の施設との区画</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>自然換気・機械換気</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓面積</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>採光及び照明設備</td> <td>蛍光灯</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白熱灯</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>洗場の流水装置</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓋付きの汚物箱の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>蓋付きの毛髪箱の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消毒設備の概要</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>煮沸消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>蒸気消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>薬品消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消毒用容器 ・使用薬品</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>未消毒器具用容器の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>消毒済器具用容器の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>理容所の構造設備の概要を示す図面</li> <li>理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書</li> <li>管理理容師につき、理容師法第11条の4第2項の規定に該当する者であることを証する書類</li> <li>外国人が届出をする場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)</li> </ol>	理容を行う場所の床面積		m <sup>2</sup>	理容用椅子の数		台	床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )		腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )		他の施設との区画	有・無		換気設備	自然換気・機械換気		窓面積		m <sup>2</sup>	採光及び照明設備	蛍光灯	W		白熱灯	W	洗場の流水装置	有・無		蓋付きの汚物箱の数		個	蓋付きの毛髪箱の数		個	消毒設備の概要	紫外線消毒器	台	煮沸消毒器	台	蒸気消毒器	台	薬品消毒		・消毒用容器 ・使用薬品	個	未消毒器具用容器の数		個	消毒済器具用容器の数		個	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>構造設備の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>理容を行う場所の床面積</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>理容用椅子の数</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>床の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>腰板の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の施設との区画</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>自然換気・機械換気</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓面積</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>採光及び照明設備</td> <td>蛍光灯</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白熱灯</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>洗場の流水装置</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふた付きの汚物箱の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>ふた付きの毛髪箱の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消毒設備の概要</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>煮沸消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>蒸気消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>薬品消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消毒用容器 ・使用薬品</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>未消毒器具用容器の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>消毒済器具用容器の数</td> <td></td> <td>個</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>理容所の構造設備の概要を示す図面</li> <li>理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書</li> <li>管理理容師につき、理容師法第11条の4第2項の規定に該当する者であることを証する書類</li> <li>外国人が届出をする場合は、<u>外国人登録証明書</u></li> </ol>	理容を行う場所の床面積		m <sup>2</sup>	理容用椅子の数		台	床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )		腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )		他の施設との区画	有・無		換気設備	自然換気・機械換気		窓面積		m <sup>2</sup>	採光及び照明設備	蛍光灯	W		白熱灯	W	洗場の流水装置	有・無		ふた付きの汚物箱の数		個	ふた付きの毛髪箱の数		個	消毒設備の概要	紫外線消毒器	台	煮沸消毒器	台	蒸気消毒器	台	薬品消毒		・消毒用容器 ・使用薬品	個	未消毒器具用容器の数		個	消毒済器具用容器の数		個
理容を行う場所の床面積		m <sup>2</sup>																																																																																																									
理容用椅子の数		台																																																																																																									
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )																																																																																																										
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )																																																																																																										
他の施設との区画	有・無																																																																																																										
換気設備	自然換気・機械換気																																																																																																										
窓面積		m <sup>2</sup>																																																																																																									
採光及び照明設備	蛍光灯	W																																																																																																									
	白熱灯	W																																																																																																									
洗場の流水装置	有・無																																																																																																										
蓋付きの汚物箱の数		個																																																																																																									
蓋付きの毛髪箱の数		個																																																																																																									
消毒設備の概要	紫外線消毒器	台																																																																																																									
	煮沸消毒器	台																																																																																																									
	蒸気消毒器	台																																																																																																									
	薬品消毒																																																																																																										
	・消毒用容器 ・使用薬品	個																																																																																																									
未消毒器具用容器の数		個																																																																																																									
消毒済器具用容器の数		個																																																																																																									
理容を行う場所の床面積		m <sup>2</sup>																																																																																																									
理容用椅子の数		台																																																																																																									
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )																																																																																																										
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他( )																																																																																																										
他の施設との区画	有・無																																																																																																										
換気設備	自然換気・機械換気																																																																																																										
窓面積		m <sup>2</sup>																																																																																																									
採光及び照明設備	蛍光灯	W																																																																																																									
	白熱灯	W																																																																																																									
洗場の流水装置	有・無																																																																																																										
ふた付きの汚物箱の数		個																																																																																																									
ふた付きの毛髪箱の数		個																																																																																																									
消毒設備の概要	紫外線消毒器	台																																																																																																									
	煮沸消毒器	台																																																																																																									
	蒸気消毒器	台																																																																																																									
	薬品消毒																																																																																																										
	・消毒用容器 ・使用薬品	個																																																																																																									
未消毒器具用容器の数		個																																																																																																									
消毒済器具用容器の数		個																																																																																																									

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 美容師法施行細則（昭和33年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																							
<p>第1号様式（第2条関係） （表） 略</p> <p>（裏）</p> <p>構造設備の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>美容を行う場所の床面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>美容用椅子の数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>床の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（<u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u>）</td> </tr> <tr> <td>腰板の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（<u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u>）</td> </tr> <tr> <td>他の施設との区画</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>自然換気・機械換気</td> </tr> <tr> <td>採光及び照明設備</td> <td>窓面積 m<sup>2</sup> 蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個</td> </tr> <tr> <td>洗場の流水装置</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>蓋付きの汚物箱の数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>蓋付きの毛髪箱の数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消毒設備の概要</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>煮沸消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>蒸気消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>薬品消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消毒用容器 ・使用薬品</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>未消毒器具用容器の数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>消毒済器具用容器の数</td> <td>個</td> </tr> </table>		美容を行う場所の床面積	m <sup>2</sup>	美容用椅子の数	台	床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）	腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）	他の施設との区画	有・無	換気設備	自然換気・機械換気	採光及び照明設備	窓面積 m <sup>2</sup> 蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個	洗場の流水装置	有・無	蓋付きの汚物箱の数	個	蓋付きの毛髪箱の数	個	消毒設備の概要	紫外線消毒器	台	煮沸消毒器	台	蒸気消毒器	台	薬品消毒		消毒用容器 ・使用薬品	個	未消毒器具用容器の数	個	消毒済器具用容器の数	個	<p>第1号様式（第2条関係） （表） 略</p> <p>（裏）</p> <p>構造設備の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>美容を行う場所の床面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>美容用椅子の数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>床の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（<u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u>）</td> </tr> <tr> <td>腰板の材質</td> <td>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（<u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u>）</td> </tr> <tr> <td>他の施設との区画</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>自然換気・機械換気</td> </tr> <tr> <td>採光及び照明設備</td> <td>窓面積 m<sup>2</sup> 蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個</td> </tr> <tr> <td>洗場の流水装置</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>ふた付きの汚物箱の数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>ふた付きの毛髪箱の数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消毒設備の概要</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>煮沸消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>蒸気消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>薬品消毒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消毒用容器 ・使用薬品</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>未消毒器具用容器の数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>消毒済器具用容器の数</td> <td>個</td> </tr> </table>		美容を行う場所の床面積	m <sup>2</sup>	美容用椅子の数	台	床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）	腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）	他の施設との区画	有・無	換気設備	自然換気・機械換気	採光及び照明設備	窓面積 m <sup>2</sup> 蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個	洗場の流水装置	有・無	ふた付きの汚物箱の数	個	ふた付きの毛髪箱の数	個	消毒設備の概要	紫外線消毒器	台	煮沸消毒器	台	蒸気消毒器	台	薬品消毒		消毒用容器 ・使用薬品	個	未消毒器具用容器の数	個	消毒済器具用容器の数	個
美容を行う場所の床面積	m <sup>2</sup>																																																																								
美容用椅子の数	台																																																																								
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）																																																																								
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）																																																																								
他の施設との区画	有・無																																																																								
換気設備	自然換気・機械換気																																																																								
採光及び照明設備	窓面積 m <sup>2</sup> 蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個																																																																								
洗場の流水装置	有・無																																																																								
蓋付きの汚物箱の数	個																																																																								
蓋付きの毛髪箱の数	個																																																																								
消毒設備の概要	紫外線消毒器	台																																																																							
	煮沸消毒器	台																																																																							
	蒸気消毒器	台																																																																							
	薬品消毒																																																																								
	消毒用容器 ・使用薬品	個																																																																							
未消毒器具用容器の数	個																																																																								
消毒済器具用容器の数	個																																																																								
美容を行う場所の床面積	m <sup>2</sup>																																																																								
美容用椅子の数	台																																																																								
床の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）																																																																								
腰板の材質	コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他（ <u>コンクリート・リノリウム・タイル・板・その他</u> ）																																																																								
他の施設との区画	有・無																																																																								
換気設備	自然換気・機械換気																																																																								
採光及び照明設備	窓面積 m <sup>2</sup> 蛍光灯 W 個 白熱灯 W 個																																																																								
洗場の流水装置	有・無																																																																								
ふた付きの汚物箱の数	個																																																																								
ふた付きの毛髪箱の数	個																																																																								
消毒設備の概要	紫外線消毒器	台																																																																							
	煮沸消毒器	台																																																																							
	蒸気消毒器	台																																																																							
	薬品消毒																																																																								
	消毒用容器 ・使用薬品	個																																																																							
未消毒器具用容器の数	個																																																																								
消毒済器具用容器の数	個																																																																								
<p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>美容所の構造設備の概要を示す図面</li> <li>美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書</li> <li>管理美容師につき、美容師法第12条の3第2項の規定に該当する者であることを証する書類</li> <li>外国人が届出をする場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）</li> </ol>		<p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>美容所の構造設備の概要を示す図面</li> <li>美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書</li> <li>管理美容師につき、美容師法第12条の3第2項の規定に該当する者であることを証する書類</li> <li>外国人が届出をする場合は、外国人登録証明書</li> </ol>																																																																							

(栄養士法施行細則の一部改正)

第4条 栄養士法施行細則(昭和38年香川県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>香 川 県 証 紙 欄</p> <p>(消印してはならない。)</p> </div> <p style="text-align: center;">栄 養 士 免 許 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 電話番号</p> <p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本籍地都道府県名 (国籍)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>罰金以上の刑に処せられたことの有無</td> <td>有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無</td> </tr> <tr> <td>栄養士法第1条に規定する業務に関する犯罪又は不正の行為の有無</td> <td>有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無</td> </tr> </table> <p>備考 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設の卒業証明書若しくは卒業証書の写し及び履修証明書又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類</p> <p>(2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)</p>	本籍地都道府県名 (国籍)		ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	罰金以上の刑に処せられたことの有無	有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無	栄養士法第1条に規定する業務に関する犯罪又は不正の行為の有無	有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>香 川 県 証 紙 欄</p> <p>(消印してはならない。)</p> </div> <p style="text-align: center;">栄 養 士 免 許 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 電話番号</p> <p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">本籍地都道府県名 (国籍)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>罰金以上の刑に処せられたことの有無</td> <td>有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無</td> </tr> <tr> <td>栄養士法第1条に規定する業務に関する犯罪又は不正の行為の有無</td> <td>有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無</td> </tr> </table> <p>備考 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設の卒業証明書若しくは卒業証書の写し及び履修証明書又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類</p> <p>(2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し(戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し</p>	本籍地都道府県名 (国籍)		ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	罰金以上の刑に処せられたことの有無	有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無	栄養士法第1条に規定する業務に関する犯罪又は不正の行為の有無	有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無
本籍地都道府県名 (国籍)																					
ふりがな氏名																					
生年月日	年 月 日																				
罰金以上の刑に処せられたことの有無	有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無																				
栄養士法第1条に規定する業務に関する犯罪又は不正の行為の有無	有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無																				
本籍地都道府県名 (国籍)																					
ふりがな氏名																					
生年月日	年 月 日																				
罰金以上の刑に処せられたことの有無	有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無																				
栄養士法第1条に規定する業務に関する犯罪又は不正の行為の有無	有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無																				

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第5条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年香川県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>第3号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">                 香川県証紙欄 (消印してはならない。)             </div> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号</p> <p>製菓衛生師の免許を受けたいので、製菓衛生師法施行令第1条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">施行年月日</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">合格番号</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を○で囲んでください。)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;">                 1 有 (取消処分の理由及び年月日)                  2 無             </td> </tr> </table> <p>注  次の書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)</li> <li>(2) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</li> <li>(3) 他の都道府県の製菓衛生師試験に合格した者にあつては、その旨を証する書類</li> </ol>		施行年月日	年 月 日		合格番号	第 号	免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を○で囲んでください。)		1 有 (取消処分の理由及び年月日) 2 無	<p>第3号様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">                 香川県証紙欄 (消印してはならない。)             </div> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号</p> <p>製菓衛生師の免許を受けたいので、製菓衛生師法施行令第1条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">施行年月日</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">合格番号</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を○で囲んでください。)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;">                 1 有 (取消処分の理由及び年月日)                  2 無             </td> </tr> </table> <p>注  次の書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。)<u>又は外国人登録証明書の写し</u></li> <li>(2) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</li> <li>(3) 他の都道府県の製菓衛生師試験に合格した者にあつては、その旨を証する書類</li> </ol>		施行年月日	年 月 日		合格番号	第 号	免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を○で囲んでください。)		1 有 (取消処分の理由及び年月日) 2 無
	施行年月日	年 月 日																	
	合格番号	第 号																	
免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を○で囲んでください。)		1 有 (取消処分の理由及び年月日) 2 無																	
	施行年月日	年 月 日																	
	合格番号	第 号																	
免許の取消処分を受けたことの有無 (該当する番号を○で囲んでください。)		1 有 (取消処分の理由及び年月日) 2 無																	

(香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則(平成16年香川県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し<u>(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)</u> <u>(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)</u></p> <p>(2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(3) 略</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 条例第17条第3項の申請書は、ふぐ処理師免許申請書(第8号様式)によるものとし、同項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し<u>(戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)</u>又は外国人登録証明書の写し</p> <p>(2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(3) 略</p>

第8号様式（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----------------------------

ふぐ処理師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県名又は国籍		
生 年 月 日	年 月 日	
ふぐ処理師試験の合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注1 ふぐ処理師試験の合格番号の欄は、当該試験に合格している場合に記載してください。

- 2 欠格事項の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限り。）（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則別表第4に掲げる都府県においてふぐ処理師免許に相当する免許を有する者にあつては、その旨を証明する書類

第8号様式（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----------------------------

ふぐ処理師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

ふぐ処理師の免許を受けたいので、香川県ふぐの処理等に関する条例第17条第3項の規定により申請します。

本籍地都道府県名又は国籍		
生 年 月 日	年 月 日	
ふぐ処理師試験の合格番号	第 号	
欠 格 事 項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者	有・無
	2 香川県ふぐの処理等に関する条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者	有・無

注1 ふぐ処理師試験の合格番号の欄は、当該試験に合格している場合に記載してください。

- 2 欠格事項の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（戸籍の表示又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）又は外国人登録証明書の写し
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則別表第4に掲げる都府県においてふぐ処理師免許に相当する免許を有する者にあつては、その旨を証明する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成25年7月7日までの間における第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例施行規則第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、これらの規定中「個人」とあるのは、「個人（外国人を除く。）」とする。

3 第2条から第6条までの規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

4 第1条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。